

会 議 の 経 過

開 議 午前 10 時 00 分

令和 7 年 3 月 14 日（第 10 日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令和 7 年平泉町議会定例会 3 月会議 10 日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

議長から諸般の報告を行います。

町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理しましたのでご報告いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第 1、請願第 1 号、訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願を議題といたします。

この請願について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、升沢博子議員。

11 番（升沢博子君）

平泉町議会議長、高橋拓生様。

総務教民常任委員会委員長、升沢博子。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

受理番号、1 号、付託年月日、令和 7 年 3 月 5 日、件名、訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願。

審査の結果は、採択すべきものとなりました。

以上、報告を申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で、総務教民常任委員長の説明を終わります。

これから請願第1号、訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願についての質疑をいたします。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず最初に、委員長報告は採択ですので、原案に反対の発言を許します。

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願について、私は反対の立場で討論いたします。

2023年、厚生労働省が発表した介護事業所経営実態調査の結果、訪問介護事業所の収支差率がほかのサービスに対して高いことが明らかになりました。

2022年決算において収支差率は、介護老人福祉施設がマイナス1.0%、介護老人保健施設マイナス1.1%、訪問介護7.8%、通所介護1.5%、短期入所生活介護2.6%となっております。この結果は、訪問介護事業がほかのサービスに比べて、人材不足やサービスの複雑化といった課題を抱えながらも、比較的高い収益性を維持していることを示唆しています。収支差率の数値が高いほど事業所の利益率も高まるため、事業所の経営も良好であることを裏づけるデータとなりました。

これらの結果を踏まえ厚生労働省は、訪問介護の報酬がほかのサービスに比べて経営状態が良いと判断し、報酬の適正化を図るために基本報酬を引き下げる措置が取られました。

政府は、深刻化する介護職の人材不足に対応するため、介護職員の処遇改善に注力しています。介護職の賃金を段階的に上げるための新たな制度が導入され、2024年度には2.5%、2025年度には2.0%のベースアップにつながるようになっております。介護職員処遇改善加算は4段階ですが、介護老人福祉施設では9%から14%、介護老人保健施設では4.4%から7.5%、訪問介護では14.5%から24%、通所介護では6.4%から9.2%、短期入所生活介護では9%から14%となります。

訪問介護は、ほかの事業所と比較すると処遇改善加算は高水準となり、資金体系等の整備、一定の月額賃金配分等により取得できるため、その分を基本報酬で減算することでバランスを取るようになったものです。加算の要件が厳しく、基本報酬引下げ分を賄えない事業所があるとありますが、加算の見直しは特定事業所加算、夜間・早朝・深夜加算、特別地域訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス加算、緊急訪問加算、初回加算、生活機能向上連携加算、口腔連携加算、認知症ケア加算、介護職員等処遇加算などです。

介護報酬の改定は3年に一度です。請願は報酬の引上げ、早急に行うように求めています
が、現実的にはできかねます。今回の改定の状況や事業所の意見などを調査し、次回の報酬改
定につながるものと考えます。

以上の理由で、請願には反対をいたします。

議 長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

4 番、氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

原案に賛成の立場から討論いたします。

厚生労働省は、訪問介護報酬の引下げをその利益率の高さから決定しました。しかし、大小
全ての訪問介護事業所の利益率が高いわけではなく、その参入障壁の低さから新規参入したマ
ネジメント機能の高い大規模事業者がそれを引き上げているからではないでしょうか。

都市部の大規模介護事業者はマネジメント機能も高く、特にコロナ禍の感染症対策において、
その一端が垣間見られたことは皆さんの記憶に新しいことと思います。

では、地方の小規模事業所はどうでしょうか。小規模事業所は、特にマンパワーの観点から
もマネジメント機能が決して高いものとは言えず、政府方針の変更等による様々な調整コスト
が経営展望に即直結することは言うまでもありません。

私は、都市部の大規模訪問介護事業所と地方の小規模事業所の実情の違いを鑑みないこの政
府判断は、介護報酬の引上げによって直ちに是正されるべきものと考え、議員各位の懸命な判
断を求めるものといたします。

訪問介護事業は、当町においても必要不可欠であり、拙速な判断によってその灯が消される
ことは断じて許されません。

以上で賛成討論を終わります。

議 長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決いたします。

この請願に対する委員長報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 多 数）

議 長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、請願第 1 号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第 2、議案第 4 号、平泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例及び平泉町町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

それでは、議案書 3 ページをお開き願います。

議案第 4 号、平泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例及び平泉町町税条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

この一部改正条例は、令和 6 年 6 月に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が公布され、一部の規定を除き、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、改正法の中で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において条ずれが発生したことから、町の条例中、該当条項を引用している 2 つの条例につきまして一元的に改正しようとするものでございます。

参考資料の 1 ページをお開き願います。

議案第 4 号参考資料、平泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例及び平泉町町税条例の一部を改正する条例新旧対照表にて説明をさせていただきます。

当該一部改正条例、第 1 条では、平泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について規定しており、第 2 条において「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に、「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に、「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改めようとするものでございます。

次に、参考資料の 2 ページをお開き願います。

当該一部改正条例第 2 条では、平泉町町税条例の一部改正について規定しており、第 37 条の 2、第 85 条の 2 及び第 125 条の 3 において「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に、第 63 条の 2 及び第 149 条において「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改めようとするものでございます。

なお、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第 4 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

議 長 (高橋拓生君)

日程第 3、議案第 5 号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長 (岩渕嘉之君)

それでは、議案書 5 ページをお開き願います。

議案第 5 号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

この一部改正条例は、令和 6 年 5 月に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布され、この年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等に措置を講ずる改正が行われたことに伴い、令和 6 年人事院勧告に基づき、民間労働法制の施行から遅れることのないよう令和 7 年 4 月 1 日から施行される項目について改正しようとするものでございます。

参考資料の 5 ページをお開き願います。

議案第 5 号参考資料、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表にて説明をさせていただきます。

第 7 条の 3 では、これまで育児を行う職員の時間外勤務の制限について、「3 歳に満たない子のある職員」がその請求を行うことができましたが、この対象年齢を引き上げ、「小学校就学前の始期に達するまでの子のある職員」まで拡大しようとするものでございます。

次に、参考資料の 6 ページでございます。

第14条では、内容に改正はございませんが、介護休暇に係る要介護として規定している「配偶者等」の定義につきまして、より解釈しやすいよう整理をしようとするものでございます。

第16条の 2 では、職員が介護を必要とする状況に至ったことを申し出た場合に、仕事と介護の両立支援制度等に係る周知や当該制度の請求等に関する意向を確認するための面談等の措置を講じること、さらには、40歳に達した日の属する年度に該当する職員に対し、仕事と介護の両立支援制度等に係る周知を行う必要があることを新たに規定しようとするものでございます。

次に、参考資料の 7 ページでございます。

第16条の 3 では、仕事と介護の両立支援制度の請求等が円滑に行われるよう職場内の研修の実施や相談体制の整備など、勤務環境の整備に関する措置について新たに規定しようとするものでございます。

なお、この条例は、育児を行う職員の時間外勤務の制限に係る請求を行おうとする職員に対する経過措置を規定しつつ、令和 7 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

拡大するということは歓迎すべきことだと思うのですが、従来の 3 歳から、今度は就学前ということになると思うのですが、その場合、実際今、対象となる職員というのはどのぐらいいるのか伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今、手持ちに資料がございませんので、どれくらいというのは把握はしてございませんが、それぞれ所属する課において所属長がその状況を把握し、それで、そのような申し出がある以前に、勤務時間等についてはあらかじめそういった家庭の状況に応じて、その辺の配慮というのはこれまでも行ってきましたし、今回新たな規定を設けることによって、制度を周知することによって職場全体で共有して、全体でそういう子育て中の職員に対する配慮を行っていくという方針でございます。

議長（高橋拓生君）

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

具体的な数字は承知しなくてもいいのですけれどももというか、いずれにせよ、そうやって、本当はどんどん増えていくことが望ましいことだと思うのです。そういう中で、一方で労働強

化というか、ゆとりあった人の配置というのが必要なのだろうと思うのです。そうやって職場全体で加重労働にならないで、育児なり、あるいは介護も関わってくるわけですが、支えていくということと取り組んでいくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今、議員ご指摘のとおり、職場の今の仕事量に見合った適正な人員配置というのは必要でございますし、特に夜間の勤務というものが必要な場合に、そういう子育ての対応が必要な職員に配慮しながら、職場で業務推進体制を見直すなどして夜間の勤務を控えてもらうようにする、そういう配慮をそれぞれの職場ごとに行うというようなことで取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第4、議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

それでは、議案書7ページをお開き願います。

議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

この一部改正条例は、令和6年5月に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、その改正法の中で、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律において条ずれが発生したことから、当該条項を引用している部分について改正しようとするものでございます。

参考資料の8ページをお開き願います。

議案第6号参考資料、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表にて説明をさせていただきます。

第18条では、非常勤職員に対する部分休業の承認について規定しており、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に係る第61条第32項において読み替えて準用する「同条第29項」を「第61条の2第20項」に改めようとするものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

今回の改正される部分の条項ということよりは、そこに関わってなのですけども、資料8ページ見ると分かるのですけれども、現行も改正後も、勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲でというふうにあるわけです。多分、会計年度の場合は、週38時間45分で1日7時間45分ということになると思うのですけれども、そうすると、7時間、従来だったものが5時間45分というふうに減じて、そうすると何となくよく分からないところなのですが、個々はどういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。お願いいたします。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

それぞれ勤務時間の長さが違うということはあるかとは思いますが、これは対応を改善するという趣旨の改善でございまして、つまり部分休業部分を認めるというところを拡大することによってございまして、その勤務時間に応じた形での内容といいますか、それについては個別に、それぞれの職員ごとに見ていくわけですので、今回の改正の趣旨といたしましては、そういう部分休業等を取得できる、しやすい環境を整えたというふうな趣旨でございまして、そのようにご理解いただければというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第 6 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第 5、議案第 7 号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

それでは、議案書 8 ページをお開き願います。

議案第 7 号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

この一部改正条例は、一般職の国家公務員の給与改定に準じた特別職の国家公務員の給与改定を受け、岩手県及び県内市町村の特別職の給与に関する取扱いの状況を鑑み、当町においても特別職の職員における期末手当の支給率の調整を行うため、改正しようとするものでございます。

参考資料の 9 ページをお開き願います。

議案第 7 号参考資料、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表にて説明をさせていただきます。

第 3 条におきまして、これまで「100分の170」であった期末手当の支給率を「100分の172.5」に改正しようとするものでございます。

今回の改正によりまして、期末手当の支給率が 6 月支給分、12 月支給分それぞれ 0.025 月、合わせて 0.05 月分引上げとなりまして、年間 3.40 月から 3.45 月となるものでございます。

なお、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第6、議案第8号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

それでは、議案書9ページをお開き願います。

議案第8号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

この一部改正条例は、令和6年8月の人事院の給与改定に関する勧告に鑑み、令和7年4月1日から施行となる改正部分について、国に準拠した内容で一般職の職員の給料月額及び扶養手当や通勤手当等各種手当の改定等を行うため、町職員組合と労使協議を行い妥結した内容により提案させていただくものでございます。

参考資料の10ページをお開き願います。

議案第8号参考資料、平泉町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表にて説明をさせていただきます。

当該一部改正条例第1条では、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について規定しており、第9条では扶養手当について改正附則第4項に係る経過措置を設けながら、令和8年度にかけて段階的に改正を行い、現行規定の配偶者に係る手当「6,500円」、子に係る手当「1万円」から、令和7年度は配偶者に係る手当を「3,000円」、子に係る手当を「1万

1,500円」に、令和8年度からは配偶者に係る手当を「廃止」し、子に係る手当を「1万3,000円」に引き上げようとするものでございます。

次に、参考資料の11ページでございます。

第10条の2では、通勤手当について、これまで交通機関等を利用する場合の通勤手当の上限額は月額4万5,000円を基準額としつつ、移動等に伴い新幹線等を利用する職員については、これに加えてその利用に係る特別料金等の2分の1に相当する額について月額2万円を上限としていましたが、交通機関等を利用する職員の経済的負担を軽減し、勤務地を異にする移動の円滑化等の観点から通勤手当の1か月当たりの支給限度額を15万円に引き上げようとするものでございます。

また、新幹線等に係る通勤手当の支給要件のうち、新幹線等の利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであることの要件を併せて廃止しようとするものでございます。

次に、参考資料の14ページをお願いします。

第10条の4では住居手当について、内容に改正はございませんが、配偶者の定義を整理しようとするものでございます。

第18条の3では、管理職員特別勤務手当について、管理職員に係る近年の災害への対処等、他律的な事由により深夜に及ぶ勤務実態を勘案し、これまでの支給対象時間帯であった週休日等に加えて、平日の午後10時から午前5時までの間を加えようとするもので、週休日等については1万2,000円を超えない範囲で規則で定める額、平日深夜については6,000円を超えない範囲で規則で定める額をもって支給しようとするものでございます。

次に、参考資料の15ページでございます。

第21条の3では、定年前再任用短時間勤務職員において、これまで支給対象外であった手当であります住居手当及び寒冷地手当を支給対象として拡大しようとするものでございます。

別表第1では、参考資料15ページから19ページにわたり記載されてございますが、現行欄の行政職給料表を改正後案の行政職給料表のとおり改正しようとするものでございます。

改正後の給料表におきましては、3級から6級について各級の初号付近の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額を引き上げるものとなってございますが、改正附則第2項及び改正附則別表に係る職員の号給の切替え表に基づき、令和7年3月31日時点の旧号給から令和7年4月1日時点の新号給を含めた後、改正後の給料表を適用しようとするものでございます。

次に、参考資料の20ページをお願いします。

当該一部改正条例第2条では、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について規定しており、第6条では企業職員に係る扶養手当について、一般職の職員と同様に改正附則第5項に係る経過措置を設けながら、令和8年度にかけて2か年度で段階的に改めようとするものでございます。

第13条の2では、企業職員に係る管理職員特別勤務手当について、一般職の管理職員に係る規定と同様に、これまでの週休日等に加え、平日の午後10時から午前5時までの間も支給対象の時間帯として加えようとするものでございます。

第21条では、企業職員に係る定年前再任用短時間勤務職員について、一般職の定年前再任用短時間勤務職員に係る規定と同様に、住居手当及び寒冷地手当を支給対象として拡大しようとするものでございます。

次に、参考資料の21ページでございます。

当該一部改正条例第3条では、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について規定しており、附則第4条では、一般職の暫定再任用職員において定年前再任用短時間勤務職員に係る規定と同様に、住居手当及び寒冷地手当を支給対象として拡大しようとするものでございます。

附則第5条では、企業職員に係る暫定再任用職員において企業職員に係る再任用短時間勤務職員に係る規定と同様に、住居手当及び寒冷地手当を支給対象として拡大しようとするものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第7、議案第9号、平泉町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

それでは、議案書23ページをお開き願います。

議案第9号、平泉町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

この一部改正条例は、平泉町が設置している公共施設等について、経年劣化等による維持及び更新への迅速かつ適正な対応を図るため、改正しようとするものでございます。

参考資料の22ページをお開き願います。

議案第9号参考資料、平泉町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例新旧対照表にて説明をいただきます。

基金の設置目的を規定する第1条において、公共施設等の整備の後に「維持及び更新に要する経費」を加え、改めようとするものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第8、議案第10号、平泉町文化観光振興基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

議案書の24ページをお開きください。

議案第10号、平泉町文化観光振興基金条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。

参考資料の23ページ、議案第10号参考資料の新旧対照表でご説明させていただきます。

この条例につきましては、文化観光振興事業の財源に充当するため、平成14年度に条例の名称を変更し、現在の基金条例として制定をしております。平成14年度から18年度までは5年間、その後は3年間を1期として施行してまいりました。

今回の改正につきましては、附則第2項中の「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改正し、執行機関を3年間延長するためご提案を申し上げます。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第9、議案第11号、平泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

議案第11号、平泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

議案書25ページをお開きください。

今回の改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、家

家庭的保育事業等における連携施設の確保の特例に関する規定及び食事の提供の特例に関する規定等について所要の整備を図るものであります。

議案書と併せてお配りしております参考資料の24ページ、議案第11号参考資料、平泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の新旧対照表により改正内容をご説明させていただきます。

25ページをお開きください。

改正後の第6条第2項及び第3項においては、保育の内容に関する支援に係る連携施設の確保の特例を新設し、町長が家庭的保育事業等による保育内容支援に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合で、家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を確保することと、その他所要の要件の全てを満たすと認めるときには、当該連携施設を確保しないことができるようにするものであります。

また、保育内容支援連携協力者には、保育所、幼稚園または認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とするものであります。

改正後の第6条第4項及び第5項においては、代替保育の提供に係る連携施設の確保の特例の要件を緩和し、家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなおその確保が著しく困難である場合には、当該連携施設を確保しないことができるようにするものであります。

27ページをお開きください。

改正後の第16条第1項第2号においては、栄養士法の改正に伴い栄養士の配置を求めている規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても、要件を満たすことができるようにするものであります。

改正後の附則第3条においては、連携施設を確保しないことを認める経過措置の有効期限を令和11年度末まで延長するものであります。

施行期日につきましては、令和7年7月1日から施行するものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

この改正につきましては、当町においては家庭的保育事業という該当する施設はないというふうに思うのですけれども、平泉の方が近隣市のほうでそういう保育を受けているという例はあるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

いわゆる連携している保育入所の部分で、特に小規模保育事業所A型を利用されている方は実際にはおります。現在は、令和6年度においてはたしか1名というふうに存じ上げております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

この改正によって、小規模あるいは家庭的保育から連携できるこども園とか幼稚園が、改正になってくことで、他市町村の小規模とか家庭的保育から、当町のこども園とかにということもあり得るのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

今回の改正の部分におきましては、施設において、小規模等を含めた家庭的保育事業者の部分というのは、基本的には0歳から2歳児までの扱いになっていて、その上で3要件というのがございまして、まずは保育内容の充実を図る必要性があるというのが第1点。2点目は、その施設の保育士さん等が勤務できない場合には、代替保育ができるように他の施設と連携をしなければいけない。3つ目が3歳以降の教育・保育を受けるためには、そういった施設をきちんと確保しなければいけない、そういった3つの要件がございます。それらが、本来であれば、先ほどお話ししました保育所、幼稚園、そういった連携施設と、必ず運営する際には連携しなければいけないという実情がございまして、それが実際進んでいないということで、今回の緩和措置の中で、そういった部分については適用を延長するとともに、同じような施設の中で、特に5歳までやっている家庭的保育事業というのは、事業所の保育などは20人以上を要して運営しているので、そういったところと連携を図ってもいいというような内容で、規制の緩和をするというのが今回の趣旨になっておりますので、当然そういった方が平泉町の施設と連携を図ることも問題はございませんが、実際のところは、連携をする上で、近くの施設と連携をするという流れになっている状況でございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第10、議案第12号、平泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

議案第12号、平泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

議案書29ページをお開きください。

今回の改正は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正を踏まえ、連携施設の確保の特例に関する規定等について所要の整備を図るものであります。

議案書と併せてお配りしております参考資料の28ページ、議案第12号参考資料、平泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の新旧対照表によりまして改正の内容をご説明させていただきます。

29ページをお開きください。

改正後の第42条第2項及び第3項においては、保育の内容に関する支援に係る連携施設の確保の特例を新設し、町長が特定地域型保育事業者等による保育内容支援に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合で、特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を確保すること、その他所要の要件の全てを満たすと認めるときには、当該連携施設を確保しないことができるようにするものであります。

また、保育内容支援連携協力者には、保育所、幼稚園または認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とするものであります。

30ページをお開きください。

改正後の第42条第4項及び第5項においては、代替保育の提供に係る連携施設の確保の特例の要件を緩和し、特定地域型保育事業者による代替保育の連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなおその確保が著しく困難である場合には、当該連携施設を確保しないことができるようにするものであります。

32ページをお開きください。

改正後の附則第5条においては、連携施設を確保しないことを認める経過措置の有効期限を令和11年度末までに延長するものであります。

施行期日につきましては、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第11、議案第13号、平泉町屋外広告物条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

それでは、議案書33ページをお開きください。

議案第13号、平泉町屋外広告物条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

県では屋外広告物の許可に係る手数料について、前回の手数料改定時から令和6年度までの人件費及び消費者物価指数の伸び率等を反映させるため手数料の改定を行うことから、当町においても、県に準じて屋外広告物条例の一部を改正するものであります。

参考資料33ページ、議案第13号参考資料、平泉町屋外広告物条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

別表の手数料金額の下線部を改正しようとするものであります。現行に比べて、改正後にいてほとんどの広告物で金額が上がっております。今回の改正により、年間の屋外広告物の許

可に係る手数料は、金額にして1,000円程度の増額が見込まれます。

附則として、この条例は令和7年4月1日より施行しようとするものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第12、議案第14号、平泉町水道事業及び簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

議案書35ページをお開きください。

議案第14号、平泉町水道事業及び簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

これまで月の中途において水道の使用を開始または使用をやめたときの料金は、使用水量の基本水量が2分の1以下のときは、基本料金及びメーター使用料を2分の1としてきました。大型連休や年末年始を利用し、空き家となった実家等への帰省など、一時使用し、使用水量が少ない場合、開閉栓のための燃料費及び8年に一度の水道メーターの取替えに必要な交換やメーター機購入費用が近年の物価高騰により賄えない状態のため、所要の整備を図るものであります。

参考資料35ページ、議案第14号参考資料、平泉町水道事業及び簡易水道事業給水条例の一部

を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

第25条第1項中「次のとおりとする。」を「1箇月分として算定する。」に改め、同項各号を削るものであります。

附則として、この条例は令和7年4月1日より施行しようとするものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第13、議案第15号、平泉町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

議案書36ページをお開きください。

議案第15号、平泉町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について補足説明させていただきます。

生活衛生等関係行政の機能強化のため関係法律の整備に関する法律が令和5年5月26日に公布され、これを受けて、今般、水道設備管理行政が厚生労働省から国土交通省に移管され、国土交通省が所管する下水道の設計に係る資格要件の考えを踏まえた改正となることから、水道法施行令の規定を参酌して所要の整備を図るものであります。

参考資料36ページ、議案第15号参考資料、平泉町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並

びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

第3条及び第4条の全部を改めようとするものであります。第3条では、水道法に規定する水道の布設工事に関する技術上の監督業務を行う布設工事監督者の資格について規定しており、第4条では、水道事業者が水道の管理について技術上の業務を担当させるために置く水道技術管理者の資格について規定しております。両資格の資格要件について、現行では水道のみの実務経験のみを対象としているところ、資格要件に下水道等に関する実務経験を含めること、水道整備管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、学歴及び学科要件における土木工学科以外の課程の追加や実務経験年数の見直しを行うものでございます。

附則として、この条例は令和7年4月1日より施行しようとするものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時13分

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

日程第14、議案第16号、令和6年度平泉町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

それでは、議案書43ページをお開き願います。

議案第16号、令和6年度平泉町一般会計補正予算（第11号）につきまして補足説明をさせていただきます。

44ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1 款町税1,080万5,000円、1 項町民税1,012万9,000円。これには、法人現年課税分1,036万5,000円が含まれております。2 項固定資産税26万2,000円の減。3 項軽自動車税11万5,000円の減。4 項町たばこ税50万5,000円の減。5 項入湯税155万8,000円。

10 款地方交付税、1 項地方交付税7,300万8,000円。これは、普通交付税でございます。

12 款分担金及び負担金、1 項負担金228万円。これには、保育料現年度分241万4,000円の減額、保育料他市町村受託分531万円が含まれております。

13 款使用料及び手数料82万7,000円の減。1 項使用料24万3,000円の減、2 項手数料58万4,000円の減。

14 款国庫支出金7,604万2,000円の減。1 項国庫負担金1,900万5,000円の減。これには、児童手当負担金2,059万9,000円の減額が含まれております。2 項国庫補助金5,689万9,000円の減。これには、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,220万8,000円、道路メンテナンス事業費補助金2,011万7,000円の減額が含まれております。3 項委託金13万8,000円の減。

15 款県支出金1,117万7,000円の減。1 項県負担金319万5,000円の減。これには、児童手当負担金808万1,000円の減額が含まれております。2 項県補助金714万3,000円の減。これには、多面的機能支払交付金368万円の減額が含まれております。3 項委託金83万9,000円の減。

16 款財産収入、1 項財産運用収入168万1,000円。

17 款寄附金、45ページでございます。1 項寄附金20万円。

18 款繰入金、2 項基金繰入金2億5,756万1,000円の減。これには、財政調整基金繰入金2億4,386万1,000円の減額が含まれております。

20 款諸収入258万円の減。1 項延滞金、加算金及び過料4万1,000円の減。2 項町預金利子18万4,000円。4 項受託事業収入14万円の減。5 項雑入258万3,000円の減。

21 款町債、1 項町債150万円の減。これには、農村地域防災減災事業1,090万円、道路橋梁改良事業1,920万円の減額が含まれております。

歳入合計補正額2億6,171万3,000円の減。

46ページをお開き願います。

次に、歳出でございます。

1 款議会費、1 項議会費75万6,000円の減。

2 款総務費544万1,000円の減。1 項総務管理費127万2,000円。これには、減災基金積立金1,577万5,000円が含まれております。2 項徴税費224万5,000円の減。3 項戸籍住民基本台帳費378万6,000円の減。これには、戸籍附票システム改修業務委託料292万6,000円の減額が含まれております。4 項選挙費28万円の減。5 項統計調査費35万円の減。6 項監査委員費5万2,000円の減。

3 款民生費7,606万4,000円の減。1 項社会福祉費366万2,000円の減。これには、国民健康保険特別会計繰出金1,835万8,000円、健康福祉交流館特別会計繰出金222万3,000円の減額が含まれております。2 項児童福祉費7,240万2,000円の減。これには、児童手当費3,559万5,000円の減額が含まれております。

4 款衛生費2,988万2,000円の減。1 項保健衛生費1,467万2,000円の減。これには、個別予防接種委託料721万7,000円の減額、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金451万6,000円が含まれております。2 項清掃費1,521万円の減。これには、一関地区広域行政組合負担金984万6,000円の減額が含まれております。

5 款労働費、1 項労働諸費5万6,000円の減。

6 款農林水産業費478万3,000円の減。1 項農業費171万9,000円の減。これには、多面的機能支払交付金489万4,000円の減額、農村地域防災減災事業負担金北照井堰地区1,096万5,000円が含まれております。2 項林業費306万4,000円の減。

7 款商工費、1 項商工費326万2,000円の減。これには、空き店舗等実態調査業務委託料80万円の減額が含まれております。

8 款土木費8,597万2,000円の減。1 項土木管理費51万8,000円の減。

47ページでございます。

2 項道路橋梁費4,755万6,000円の減。これには、手水橋橋梁補修工事費1,795万円の減額が含まれております。3 項河川費349万3,000円の減。これには、緊急浚渫推進工事費300万円の減額が含まれております。4 項都市計画費620万8,000円の減。これには、都市計画マスタープラン見直し業務委託料210万3,000円の減額が含まれております。5 項住宅費2,819万7,000円の減。これには、高田前団地排水設備工事費2,143万2,000円の減額が含まれております。

9 款消防費、1 項消防費600万円の減。これには、消防事務委託負担金463万円の減額が含まれております。

10 款教育費4,941万1,000円の減。1 項教育総務費825万9,000円の減。これには、教育用メールサーバー更新業務委託料131万1,000円の減額が含まれております。2 項小学校費288万8,000円の減。3 項中学校費205万2,000円の減。4 項幼稚園費216万4,000円の減。5 項社会教育費2,722万6,000円の減。これには、「平泉の文化遺産」に係る費用負担金641万4,000円の減額が含まれております。6 項保健体育費682万2,000円の減。これには、長島球場スコアボード改修工事費680万円の減額が含まれております。

11 款災害復旧費、2 項文教施設災害復旧費8万4,000円の減。

12 款公債費、1 項公債費2,000円の減。

歳出合計補正額 2 億 6,171 万 3,000 円の減。

次に、48 ページをお開き願います。

第 2 表、繰越明許費でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、物価高騰対応低所得世帯支援事業 228 万円。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、町道衣関線整備事業交付金 6,700 万円。

以上 2 事業、合計 6,928 万円を翌年度に繰り越そうとするものでございます。

次に、49 ページをお開き願います。

第 3 表、地方債補正でございます。

初めに、追加といたしまして、起債の目的、長島球場スコアボード更新事業につきまして、限度額は 2,690 万円。起債の方法は証書借入または証券発行。利率は 3.0% 以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、地方財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとしようとするものでございます。

次に、変更といたしまして、起債の目的別に旧平泉町立図書館解体事業につきましては、限度額 2,150 万円を変更後の限度額 2,000 万円に、水道事業会計出資金につきまして、限度額 3,740 万円を 3,870 万円に、ごみ処理施設整備事業につきましては、限度額 2,050 万円を 1,370 万円に、農村地域防災減災事業につきましては、限度額 190 万円を 1,280 万円に、道路橋梁改良事業につきましては、限度額 1 億 1,350 万円を 9,430 万円に、緊急浚渫推進事業につきましては、限度額 1,480 万円を 1,200 万円に、公営住宅改良事業につきましては、限度額 2,250 万円を 1,240 万円に、特別史跡無量光院跡公有化事業につきましては、限度額 400 万円を 380 万円に変更しようとするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、それぞれ変更前と同じでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3 番、大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

初めに 75 ページ、2 目予防費の個別予防接種委託料、マイナス 721 万 7,000 円なのですが、そういう額になっているのですけれども、なぜこのようになったのかをお願いします。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

個別予防接種の中には、小児予防の部分も入っておりますので、まず私のほうからこの減額の理由についてお話しさせていただきますが、当初、この中で当課で 2,017 万 5,000 円の予算を

計上させていただいておりましたが、接種実績、それから、見込みに基づく人数によって、このぐらいの金額が出たというような状況になっているところでございます。

議長（高橋拓生君）

よろしいですか。

3 番、大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

これは、予防接種の接種目標は幾らでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

予防接種の目標というふうなものは、確認はさせていただきますが、特に目標数値というのは定めていなかったように感じておりましたが、確認をした上で後刻答弁させていただきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

3 番、大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

子どもさんに対しては、予防接種はなるべくやるようにというか、100%やるのではないかなと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

予防接種につきましては、定期接種と任意接種がございますので、特に定期の部分につきましては、そのような推奨をしながら進めておりますし、定期につきましても、同じように補助を出したりしておりますので推奨はしておりますが、必ず100%やらなければいけないというものではなかったかと思っております。

それから、この中には当然インフルエンザのほうの予防接種なども入っておりますので、そういう部分での補助的な、いわゆるそういった部分も含まれている金額になっているところでございます。

議長（高橋拓生君）

3 番、大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

インフルエンザの予防接種なのですが、子どもさんは16歳まで、補助金がありますよね。

4,000円でしたか。そういう人たちに個別に周知はしていますよね。

11 番（升沢博子君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

対象者につきましては、広報等で周知をしているのみというふうに思っておりました。

議長（高橋拓生君）

3 番、大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

それも個別に周知すべきと思いますが、どうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

3 番、大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

これにつきましては努力義務になっておりますので、そのような周知を図っているというふうに考えているところでございます。

議長（高橋拓生君）

3 番、大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

87ページの2目12節委託料の中の教育用メールサーバー更新業務委託料、マイナス131万1,000円なのですが、この詳細についてお伺いします。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

87ページ、委託料の教育用メールサーバー更新業務委託料の131万1,000円の減でございますが、こちらにつきましては教育用で、学校のほうで使用しておりますメールサーバーの更新というようなところで、こちら毎年度ということではなくて、五、六年に1回というような形で、これまでサーバーのほうを更新してきたところでございます。そちらの更新時期が今年度でしたので、業務の入札したところ、131万1,000円の入札減となったというようなところでございます。

今年度につきましては、まずクラウドサーバーへの更新といったようなところで、そういった形で若干入札の減が生じたのではないかと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

5 番、阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

84ページ、2目景観形成推進費の和風建築物普及事業補助金ですけれども、内容をお聞かせください。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

景観条例に基づいて、和風の建物意匠をする場合の補助でございます。それを実績併せて減額、3件から1件残して減額したものでございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

92ページ、10款5項社会教育費1目社会教育総務費の中で、18節負担金補助及び交付金の中で地区公民館整備費補助金131万6,000円減額なっておりますが、令和6年度の、現在、各地域の公民館のほうで整備の要求があつてやっていると思うのですけれども、今までの整備状況と
うか、分かったら教えていただけますか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

92ページの18節負担金補助及び交付金でございますが、こちらの地区公民館整備補助金につきましては、131万6,000円の減となっております。こちらにつきましては、各年度ごとに各地区の公民館からまず要望を受けてこれまで整備してきたところではございます。

それで、今年度につきまして、減額となったところでございますが、10区さんのほうで外壁、屋根工事等の修繕を計画していたところでございますが、行政区の都合により、令和6年度では改修できないといったようなところもございまして、この分減額したといったようなところでもございます。あとは1区のほうですが、こちらの当初屋根修繕等を実施していたところでございますが、屋根修繕を見送つてということで、減額となったところでございます。というような内容で減額になってございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

2番、千葉多嘉男議員。

2番（千葉多嘉男君）

71ページの3款1項1目21節の補償補填及び賠償金の中で、13万8,000円の減。相談支援事業延滞金等補償金13万8,000円の減とありますが、事業内容と減額の理由をお伺いしたいと思ひます。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長

保健センター所長（菅野文子君）

71ページ、1目社会福祉総務費の21節補償補填及び賠償金のところですが、こちらは障害の相談支援事業所の委託料につきまして消費税がかかるというところで、前回その消費税のお支払いに係る延滞金をお支払いするというところで補正をしていたところですが、それが確定し

たことによる減額ということになります。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

2 番、千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

続いて、73ページの3款2項4目1節報酬の中の会計年度任用職員報酬が1,045万7,000円ほど減額となっておりますけれども、その理由、内容についてお知らせ願います。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

3款民生費の2項児童福祉費4目1節報酬の減額の概要でございますけれども、保育基準を満たすために正職員と会計年度任用職員のローテーションによって保育を行っているわけですが、いろいろな状況の中で、その必要な予算をある程度つけていた中で、実績に応じてローテーションが当初予定していた方が対応しなくても十分な対応ができたというような状況から、会計年度任用職員の人件費に係る減額が生じたというふうなことでございます。

議 長（高橋拓生君）

2 番、千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

最後ですけれども、87ページの10款1項2目3節の中の職員退職手当負担金550万円減額になっておりますけれども、その内容について伺います。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

退職負担金手当につきましては、当初見込んでいた退職者数から、それから実際の退職する状況あるいは退職される方の年齢等によりまして、市町村総合事務組合と確認を取りながら、この辺は負担金の調整を行った結果の減額というふうにご理解いただければというふうに思います。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第15、議案第17号、令和6年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

議案第17号、令和6年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の補足説明をさせていただきます。

議案書104ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款項同額の補正の場合は、項の補正額でご説明いたします。

歳入。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税149万1,000円の減。一般被保険者国民健康保険税の減額でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金8万6,000円。社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増額でございます。

4 款県支出金、1 項県補助金3,649万3,000円の減。保険給付費等交付金の減額でございます。

5 款財産収入、1 項財産収入7万4,000円。財政調整基金利子の増額でございます。

6 款繰入金842万3,000円、1 項他会計繰入金1,835万8,000円。一般会計繰入金の増額でございます。2 項基金繰入金993万5,000円の減。財政調整基金繰入金の減額でございます。

歳入合計補正額2,940万1,000円の減額でございます。

105ページをご覧ください。

歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費63万円の減。一般管理費の減額でございます。

2 款保険給付費2,900万円の減、1 項療養諸費2,500万円の減。一般被保険者療養給付費の減額でございます。2 項高額療養費400万円の減。一般被保険者高額療養費の減額でございます。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分1,000円。一般被保険者医療給付費分の増額でございます。

5 款保険事業費、1 項特定健康診査等事業費1,000円の減。特定健康診査等事業費の減額でございます。

6 款基金積立金、1 項基金積立金 7 万4,000円。財政調整基金積立金の増額でございます。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金15万5,000円。保険給付費等交付金償還金等の増額でございます。

歳出合計補正額2,940万1,000円の減額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第16、議案第18号、令和 6 年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

議案第18号、令和 6 年度平泉後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の補足説明をさせていただきます。

議案書116ページをご覧ください。

第 1 表、歳入歳出予算でございますが、款項同額の補正の場合は、項の補正額でご説明いたします。

歳入。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料53万8,000円。特別徴収保険料等の増額でございます。

歳入合計補正額53万8,000円の増額でございます。

117ページをご覧ください。

歳出。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金53万8,000円。後期高齢者医療広域連合納付金の増額でございます。

歳出合計補正額53万8,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第17、議案第19号、令和6年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

議案第19号、令和6年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第5号）の補足説明をさせていただきます。

議案書122ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款項同額の補正の場合は項の補正額でご説明いたし

ます。

歳入。

1 款使用料、1 項施設使用料325万6,000円。入館料等の増額でございます。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金222万3,000円の減。一般会計繰入金の減額でございます。

4 款諸収入、2 項雑入113万1,000円の減。食堂売上げ料等の減額でございます。

歳入合計補正額 9 万8,000円の減額でございます。

123ページをご覧ください。

歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費 9 万8,000円の減。職員手当等及び工事請負費等の減額でございます。

歳出合計補正額 9 万8,000円の減額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第18、議案第20号、令和6年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

議案書129ページをお開きください。

議案第20号、令和6年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第5号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、130ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でご説明させていただきますが、款項同額ですので、項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1款使用料、1項駐車場使用料35万2,000円の減額。これは、中尊寺第2駐車場と毛越寺駐車場使用料の減額によるものでございます。

2款財産収入、1項財産運用収入1万6,000円。これは、町営駐車場施設整備基金利子によるものでございます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金55万4,000円の減。これは、一般会計繰入金の減額によるものであります。

歳入合計補正額89万円の減額となります。

続きまして、131ページをご覧ください。

次に、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費89万円の減額。これは、印刷製本費の減額によるものであります。

歳出合計補正額89万円の減額となります。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第19、議案第21号、令和6年度平泉町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

それでは、議案書135ページをお開きください。

議案第21号、令和6年度平泉町下水道事業会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

137ページをお開きください。

令和6年度平泉町下水道事業会計補正予算実施計画書。

収益的収入及び支出、項目同額の場合は、目の補正額でご説明いたします。

収入。

1 款下水道事業収益157万円の減。1 項営業収益、1 目下水道使用料20万円。2 項営業外収益、3 目他会計補助金177万円の減。

支出。

1 款下水道事業費用177万円の減。1 項営業費用177万円の減。1 目公共下水道污水管渠費77万円の減。6 目流域下水道管理費運営費100万円の減。

138ページをお開きください。

資本的収入及び支出。

収入。

1 款下水道事業資本的収入190万円の減。1 項企業債、1 目下水道事業債190万円の減。

支出。

1 款下水道事業資本的支出200万5,000円の減。1 項建設改良費200万5,000円の減。1 目公共下水道污水管渠整備費58万3,000円の減。4 目農業集落排水事業処理場整備費96万8,000円の減。5 目流域下水道事業費45万4,000円の減。

今回の補正は、主に事業費の確定に伴う補正であります。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第20、議案第22号、令和6年度平泉町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

それでは、議案書143ページをお開きください。

議案第22号、令和6年度平泉町水道事業会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

145ページをお開きください。

令和6年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書、項目同額の場合は、目の補正額でご説明いたします。

収益的収入及び支出。

収入。

1 款水道事業収益93万7,000円、1 項営業収益72万1,000円、1 目給水収益55万円、3 目その他営業収益17万1,000円。2 項営業外収益、5 目長期前受金戻入21万6,000円。

2 款簡易水道事業収益200万円、1 項営業収益、1 目給水収益200万円。

収入合計293万7,000円。

支出。

1 款水道事業費用265万5,000円、1 項営業費用265万5,000円、1 目原水及び浄水費20万円の減。2 目配水及び給水費20万円の減。6 目減価償却費10万5,000円。7 目資産減耗費295万円。

支出合計265万5,000円。

146ページをお開きください。

資本的収入。

収入。

1 款水道事業資本的収入1,218万1,000円の減。1 項企業債、1 目建設改良費等の財源に充て
るための企業債1,370万円の減。2 項負担金、1 目負担金21万9,000円。3 項出資金、1 目出資

金130万円。

2 款簡易水道資本的収入168万2,000円の減。1 項企業債、1 目建設改良費等の財源に充てるための企業債80万円の減。2 項負担金、1 目負担金88万2,000円の減。

収入合計1,386万3,000円の減。

今回は、主に事業費の確定に伴う補正であります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 00 分

議 長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

先ほどの大友議員からの質問に対し、千葉子育て支援課長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

一般会計補正予算の歳出予算の4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費、12 節委託料の個別予防接種委託料についてご説明させていただきます。

予防接種の目標率についてのご質問でございましたが、個別予防接種については定期接種と

任意接種があり、定期予防接種につきましては、対象者が予防接種を受けるように努めなければならないと予防接種法で定められていることから、接種目標率は100%というふうに考えております。定期接種の対象者には、当然個別に通知を行っているところでございます。

なお、その上で今回の予算との関係でございますが、それぞれのワクチンに定められている接種対象期間というのは、必ずしも1年ではなく、複数年にわたるものが多数あります。例として、5種混合ワクチンの接種助成対象期間は、生後2か月から7歳6か月までとなっていることから、必ずしも出生後すぐ接種するとは限らないケースもありますことから、予算計上においては直近で生まれた方だけではなく、未接種の方、後ほど接種する可能性を見込んで予算要求していることから、毎年不用額が発生しているというところでございます。

なお、小児インフルエンザにつきましても任意予防接種ですが、助成内容については町広報や、先ほど答弁させていただきましたが、ホームページ等での周知を図っているところでございます。

以上でございます。

（「分かりました」の声あり）

議長（高橋拓生君）

日程第21、発議第1号、平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明は既に終えておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第22、議案第23号から日程第28、議案第29号まで、令和7年度一般会計予算及び特別会計予算並びに下水道事業会計予算、水道事業会計予算、合計7件を一括議題といたします。

本案について予算特別委員長の報告を求めます。

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

委員会の審査の報告を行います。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

予算特別委員会委員長、千葉勝男。

委員会審査報告。

議案第23号、令和7年度平泉町一般会計予算、議案第24号、令和7年度平泉町国民健康保険特別会計予算、議案第25号、令和7年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号、令和7年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算、議案第27号、令和7年度平泉町町営駐車場特別会計予算、議案第28号、令和7年度平泉町下水道事業会計予算、議案第29号、令和7年度平泉町水道事業会計予算。

本委員会に付託された上記の議案について、3月7日、10日の両日にわたり審査した結果、次の意見を付して、原案可決すべきものと決定したことから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査意見。

1、持続可能な財政運営を図るため、財政調整基金の取り崩しを慎重に行い、歳入確保策と歳出の適正管理による財政の健全化に努められたい。

2、人口減少対策として、移住定住及び子育て支援について関係機関と連携し、効果的な支援に取り組まれたい。

3、農業振興施策として、農業担い手の減少を抑えることが課題であることから、実効性のある支援に取り組まれたい。

4、健康福祉交流館については、人件費の抑制に努めつつ、サービス向上を目指し健全経営に取り組まれたい。

5、各補助団体への補助金については、補助事業の内容を精査したうえで補助金額の決定を図られたい。

以上であります。よろしくお願いします。

議長（高橋拓生君）

これで予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま議題となっております7件の議案は、予算特別委員会において審査が十分なされたものでありますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

議案第23号、令和7年度平泉町一般会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、令和7年度平泉町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、令和7年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、令和7年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、令和7年度平泉町町営駐車場特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、令和7年度平泉町下水道事業会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、令和7年度平泉町水道事業会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第29、同意第1号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、追加議案となります人事案件1件についてご説明申し上げます。

議案書その2の3ページをお開き願います。

同意第1号の提案理由を申し上げます。

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、佐々木正明。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、山平功二委員が令和7年3月31日をもって任期満了となりますことから、新たに佐々木正明氏を教育委員として選任したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

以上、提案いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して採決いたします。

同意第1号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決いたします。

本件に賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第1号は可決されました。

暫時休憩といたします。その場で休憩願います。

休憩 午後 1時13分

再開 午後 1時18分

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

日程第30、発議第2号、平泉町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

9番、佐藤孝悟議員。

9番（佐藤孝悟君）

発議第2号。

令和7年3月14日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、佐藤孝悟。

賛成者、平泉町議会議員、大友仁子議員、升沢博子議員、三枚山光裕議員、氷室裕史議員であります。

平泉町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

5ページをお開き願います。

平泉町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。

改正内容の説明をいたします。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表、第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附則、この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

提出の理由でございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本などの一部を改正する法律の公布に伴い、所要の整備を図るものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決いたしました。

議 長（高橋拓生君）

日程第31、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

令和7年度に開催が予定されている各種会議、議員研修会等については、別紙「議員派遣一覧表」のとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、令和7年度に開催が予定されている各種会議、議員研修会等については、別紙「議員派遣一覧表」のとおり決定いたしました。

お諮りします。

ただいま決定した別紙「議員派遣一覧表」以外に議員の派遣の必要が生じた場合は、その都度議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、「議員派遣一覧表」以外の議員の派遣については、そのように取り扱うように決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時24分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

お諮りします。

発議第3号が提出されました。

これを日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

発議第3号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

追加日程第1、発議第3号、訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

発議第3号。

令和7年3月14日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、升沢博子。

賛成者、千葉多嘉男、佐藤孝悟、真竈光幸、阿部圭二、氷室裕史。

訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

次のページをお開きください。

訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書（案）。

昨年4月に介護報酬の改定が実施され、介護報酬は1.59%引き上げられましたが、訪問介護の基本報酬は2～3%も引き上げられ、多くの事業所から不安の声があがっています。訪問介護は、とりわけ一人暮らしの高齢者をはじめ要介護者やその家族の生活を支える上で欠かせないサービスです。

厚生労働省は、基本報酬の引き下げ理由として、「訪問介護の利益率が高い」ことをあげています。これはヘルパーが効率的に訪問できる「集合住宅併設型」事業所や都市部の大手事業者が利益率の平均値を上げているものと推測されますが、厚生労働省の調査でも約4割の訪問介護事業所は赤字であり、1軒の訪問に車で数十分かけて移動している地方の実態からはかけ離れています。

2024年の介護事業者全体の倒産や休廃業・解散が、過去最多の784社に達しました。そのうち「訪問介護」は529社と前年の427社から急増しています。調査した東京商工リサーチは「コスト高や介護人材不足に加えて、報酬のマイナス改定があり、事業継続が難しくなっている」と指摘しています。訪問介護事業所のほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所で、介護報酬の引き下げにより、訪問介護事業所の多くが経営難に直面しています。

いわての介護を良くする会などが、昨年5月に行った訪問介護事業所アンケートでは、介護報酬の引き下げについて、94.3%が「納得できない」と回答。影響については「事業所の経営が苦しくなる」81.4%、「ヘルパーの意欲・モチベーションが下がる」71.4%、「ヘルパーの賃金改善が難しくなる」70.0%など、事業所運営に大きく関わる問題が浮き彫りになりました。

訪問介護の人手不足は深刻です。ホームヘルパーの有効求人倍率は2023年度で14.1倍と高水準です。さらに、2022年度介護従事者処遇状況等調査によれば、介護職員の賃金は全産業平均を月額7万円下回っています。政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算で補えるとしています。しかし、すでに加算を受けている事業所は基本報酬の引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しく、基本報酬の引き下げ分を補えない事業所が出ています。

介護事業者の経営環境及び介護職員の処遇の改善を実現し、在宅介護の基盤を存続させるため、訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引き上げを早急に行うよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年3月14日。

岩手県平泉町議会。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第 3 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 多 数）

議 長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、発議第 3 号は原案のとおり可決いたしました。

議 長（高橋拓生君）

以上で本定例会 3 月会議に付議された全ての議案が議了いたしました。

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもちまして、令和 7 年平泉町議会定例会 3 月会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 1 時 3 1 分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 高 橋 伸 二

同 佐 藤 孝 悟